

建設工事における中間前金払制度の導入について

平成30年6月

建設工事競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、中間前金払制度を導入することとしましたのでお知らせいたします。

1 中間前金払制度について

中間前金払とは、当初の前金払（請負代金額の4割以内）に加え、請負代金額の2割を超えない範囲内で追加して支払う前金払のことを言います。

2 対象工事

当初の請負代金額が250万円以上で、工期が90日以上工事

3 中間前金払と部分払の選択

中間前金払対象工事のうち、部分払対象工事については、どちらか一方しか支払を受けることができません。契約締結時に中間前金払か部分払を受注者が選択します。選択後は変更できません。ただし、中間前金払を選択した場合であっても、複数年度にわたる工事においては、各年度における当該工事の出来高部分に応じ、当該年度末（最終の年度を除く。）に部分払をすることができます。

4 中間前金払の請求要件

中間前払金を請求するためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

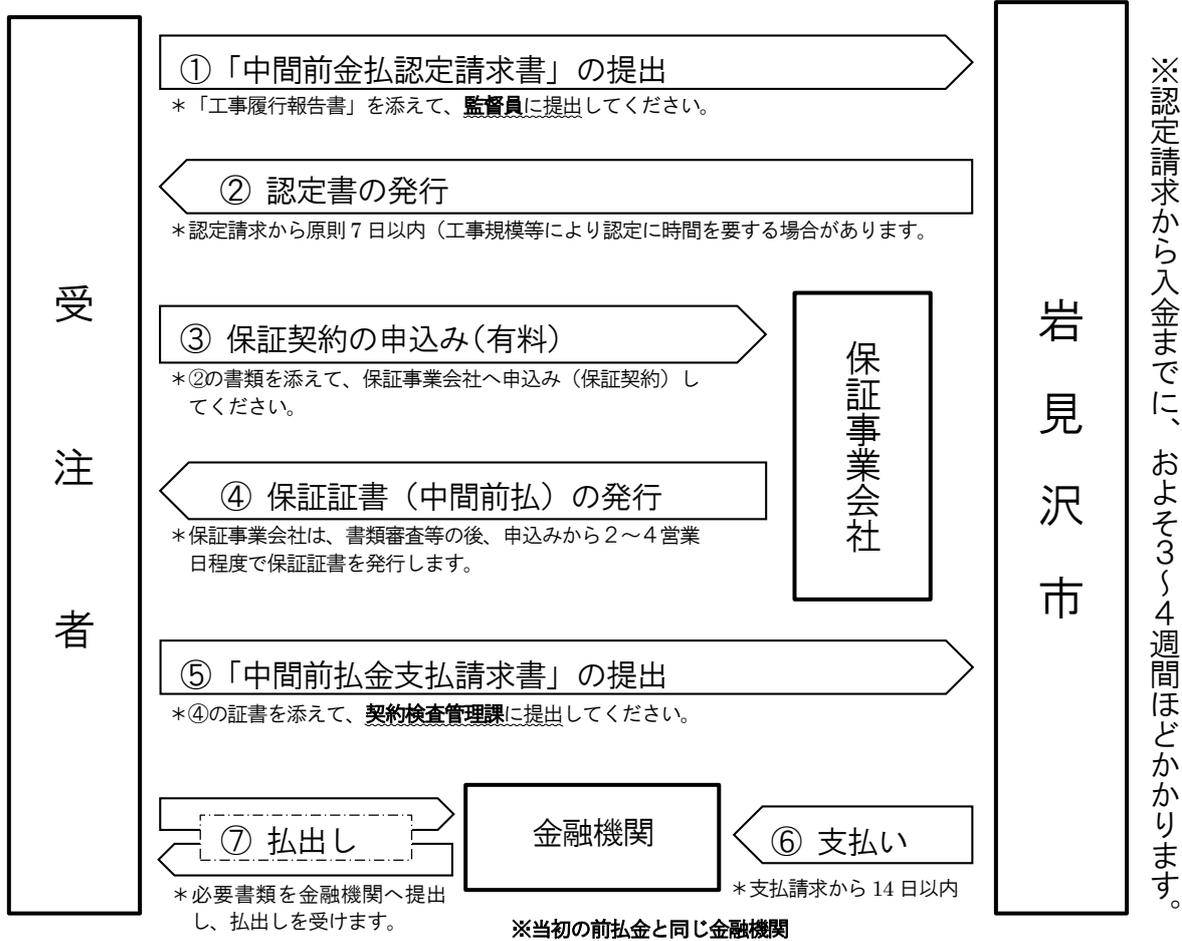
- ① 当初の前払金を受けていること。
- ② 工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工事工程表により②の時期までに実施すべき作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上であること。

5 導入実施期日

平成30年7月1日以降に契約を締結する建設工事

6 請求手続

次の流れで請求手続きをします。



7 様式等

中間前金払の認定請求に係る下記の各様式については別紙を参照してください。

- ① 中間前金払又は部分払の選択に係る届出書（様式第1号）…上記3に係る様式
 - ② 中間前金払認定請求書（様式第2号）
 - ③ 工事履行報告書（様式第3号）
 - ④ 中間前払金支払請求書（様式第4号）…上記6－⑤に係る様式
- 上記6－①に係る様式